南魚沼市分別収集計画 (第10期)



令和4年6月 南 魚 沼 市

目 次

	ページ
1	計画策定の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2	基本的方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3	計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
4	対象品目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み・・・・・・・・・・2 (法第8条第2項第1号)
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項・・・・・・・2 (法第8条第2項第2号)
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収 集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)・・・・・・・・・・・・3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1 0	分別収集を実施する者に関する基本的な事項・・・・・・・・・・5 (法第8条第2項第5号)
1 1	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項・・・・・・・・・・・6 (法第8条第2項第6号)
1 2	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項・・・・・・・・・7

南魚沼市分別収集計画

令和4年6月

1 計画策定の意義

社会環境の変化や経済の発展に伴い、生活が便利になった一方で、使い捨ての商品が氾濫し、排出される廃棄物(ごみ)は多様化している。

南魚沼市においても、新ごみ処理施設整備計画の実施に際し、より良い生活環境を次世代に引継ぐためには、「大量生産・大量消費・大量廃棄」の在り方や私たちのライフスタイルを見直し、ごみの減量と資源のリサイクルを基調とする循環型社会を形成していくことが必須である。

このためには、廃棄物の発生を極力抑える(リデュース)、商品の再商品化に努める(リユース)、その上で排出された廃棄物は再生利用する(リサイクル)の3Rを実践することが不可欠である。とりわけ一般廃棄物の中で相当の割合を占め、生活に身近な容器包装廃棄物に関する3Rの取組は極めて重要である。

また、社会を構成する全ての主体がそれぞれ役割を認識し、それぞれの立場で、実践活動をもって廃棄物対策に取り組むことも重要になっている。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という)第8条に基づき、廃棄物の減量や資源の有効利用をめざして、市民、事業者、南魚沼市のそれぞれの役割を明確にし、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 市民・事業者・南魚沼市の協働で、ごみの排出抑制に努めるとともに、容器包装廃棄物の資源化を徹底し、循環型のまちづくりを進める。
- (2) 分別収集した容器包装廃棄物は、南魚沼市及び民間で設置する中間処理施設で選別、保管等の処理をする。
- (3) 南魚沼市は、流通業者、廃棄物関連業者、団体などすべての関係者と連携を強化し、廃棄物の発生抑制と的確な収集、処理体制の確立を進める。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール缶、アルミ缶、無色ガラスびん、茶色ガラスびん、その他ガラスびん、飲料用紙パック、段ボール、ペットボトル、その他容器包装プラスチックについて分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

年 度	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
容器包装廃棄物	2,920 t	2,887 t	2,854 t	2,820 t	2,786 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、市民、事業者、南魚沼市がそれぞれの立場から役割を分担 し、相互に協力、連携を図る。

(1) 市民の役割

- ・簡易な包装の品物を選ぶ。
- ・繰り返し使えるもの、耐久性に優れたものを選ぶ。
- ・マイバッグ(買い物袋)を持参し、できるだけレジ袋は使用しない。
- 「もったいない」「まだ使えないか」「何か利用できないか」もう一度考える。
- ・町内会や子供会、その他福祉団体等が実施する資源回収活動に協力する。
- ・環境に配慮した活動をしている「ごみ減量化・資源化協力店」等の店頭回収に協力する。
- ・分け方・出し方のルールを守って排出する。

(2) 事業者の役割

- ・リサイクルしやすい商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品などの開発・製造・販売に努める。
- ・包装や梱包の簡素化に努める。
- ・環境に負荷をかける商品の製造・販売の抑制に努める。
- ・事業者としてごみの減量化とリサイクルに努め、自らの責任で適正な処理・処分に努 める。
- ・牛乳パックやトレイの自主回収を行うなど、リサイクル事業に積極的に協力する。
- ・排出時における分別の徹底を図る。

(3) 南魚沼市の役割

- ・「市報」「ウェブサイト」などで広報活動を充実させる。
- ・「市民ふれあい講座」「ごみ関連施設の見学会」や、ごみ減量化のパネル展を積極的 に開催し啓発活動を充実させる。
- ・町内会や子供会等の資源回収活動を支援する。
- ・ごみ減量化・資源化協力店の紹介や拡大に努める。
- ・公的機関として、ごみの減量やリサイクルに率先して取り組む。
- ・中間処理施設や最終処分場の環境保全と周辺の環境整備に努める。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係 る分別の区分(法第8条第2項第3号)

本市における分別収集をする容器包装廃棄物の種類は、廃棄物処理施設の整備状況及び 再商品化計画等を総合的に勘案し、分別する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定 める。

また、市民の協力度、南魚沼市及び民間が設置している中間処理施設、収集機材等を勘 案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする	容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分		
主としてスチール製の容	器	h		
主としてアルミ製の容器		缶		
主としてガラス製の	無色のガラス製容器			
	茶色のガラス製容器	びん		
容器	その他のガラス製容器			
主として紙製の容器であ	って飲料を充てんするためのも			
の(原材料としてアルミ	ニウムが利用されているものを	飲料用紙パック		
除く。)				
主として段ボール製の容	器	段ボール		
主としてポリエチレンテ	レフタレート (PET) 製の容器			
であって飲料又はしょう	ゆその他主務大臣が定める商品	ペットボトル		
を充てんするもの				
		白色の発泡スチロール製食品トレ		
主としてプラスチック製	の容器包装であって上記以外の	イ(以下「白色トレイ」と表記)		
もの		ペットボトル、白色トレイ以外の		
		プラスチック製容器包装		

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第 6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

(単位: t)

						(早位: t)				
	令和	5年	令和6年		令和7年		令和8年		令和9年	
主としてスチール製の容 器		75		74		73		72		71
主としてアルミ製の容器		59		58		57		56		55
無 な の おこっ 割 皮 田		101		100		99		98		97
無色のガラス製容器	73	28	72	28	71	28	70	28	69	28
茶色のガラス製容器	,	110		109		108		107		106
米巴のカノへ殺谷命	82	28	81	28	80	28	79	28	78	28
フの仲のガニッ制を叩		61		60		59		58		57
その他のガラス製容器	56	5	55	5	54	5	53	5	52	5
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)		1		1		1		1		1
主として段ボール製の容 器		156		154		152		150		148
主としてポリエチレンテ レフタレート (PET) 製の容器であって飲料又		98		97		96		95		94
はしょうゆその他主務大 臣が定める商品を充てん するもの	57	41	56	41	55	41	54	41	53	41
主としてプラスチック製		39		39		39		39		39
の容器包装であって上記 以外のもの	39	0	39	0	39	0	39	0	39	0
		1		1		1		1		1
(うち白色トレイ)	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0

[※] 上表の上段は合計、下段の左記は引渡量、右記は独自処理量

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

算定方法は下記のとおりである。

分別基準適合物の収集実績×人口変動率

令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
53, 725 人	53, 118 人	52,510 人	51,880 人	51, 250 人
(対前年比)	(対前年比)	(対前年比)	(対前年比)	(対前年比)
98. 88%	98. 87%	98.86%	98.80%	98. 79%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して実施する。

容器包装廃棄物の種類		分別区分	分別区分 収集・運搬段階		
金属	スチール製容器	缶	市による定期収集	市	
馬	アルミ製容器	Н	直接搬入		
	無色のガラス製容器			市	
ガラス	茶色のガラス製容器	びん	市による定期収集 直接搬入		
	その他ガラス製容器				
紙	飲料用紙製容器	古紙類	市による定期収集	市	
類	段ボール		直接搬入	民間業者	
プ	ペットボトル				
プラスチック	白色発泡スチロール製 白色トレイ	容器包装ごみ	市による定期収集 直接搬入	市民間業者	
ク	その他プラスチック製 容器包装				

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

現有施設等で選別、圧縮、減容、保管する。

容器包装廃棄物の種類	分別の区分	収集容器	収集車	中間処理	
スチール製容器	缶	指定袋	パッカー車 平ボディー車	市	
アルミ製容器	ш	旧足衣	他	111	
無色のガラス製容器					
茶色のガラス製容器	びん	指定袋	パッカー車 平ボディー車 他	市	
その他ガラス製容器					
飲料用紙製容器	古紙類	紐で縛る	パッカー車 平ボディー車	市	
段ボール		7,22. (7,1)	他	民間業者	
ペットボトル					
白色発泡スチロール製 白色トレイ	容器包装ごみ	指定袋	パッカー車 平ボディー車 他	市民間業者	
その他プラスチック製 容器包装					

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 市報・ウェブサイト等でごみの分別に関する記事を掲載する。また、ごみの適正な出し方等のポスター類を各家庭に配布するなど、廃棄物の排出抑制に積極的に取り組み、「台所からの意識改革」を進め、分別意識の醸成を図る。また、教育啓発活動や施設見学、市民ふれあい講座等の一層の充実を図る。リサイクルに関するパネル展示等を充実させて、住民の分別に対する意識づけをさらに促す。
- (2) ごみ減量化及び資源化を図るため、子供会、学校、PTA等が実施する資源回収に対し、回収量に応じた補助金を交付する。
- (3)毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行う。
- (4)分別収集・選別保管コスト削減のため、毎年度、容器包装の分別収集・選別保管に係る費用の把握に努め、費用削減に向けた分析、検討を行い、必要な処置を講じる。